

# 基軸

大企業優遇  
税制を問う

4

税理士 菅隆徳

ここまで大企業優遇税制の実態を見てきた。大企業が税金を多く負担すべきな利益を上げていた大企業が、様々な大企業優遇の租税特別措置によって、わずかな税負担しかしていないのだ。本来税制上の

## 消費税増税は必要ない

### 8兆円超の大企業減税の是正を

るといふことだ。日本の法人税の実態は逆になっている。大きな利益を上げていた大企業ほど税負担は少ないのだ。

置」のことだ。租税特別措置法によるものと、法人税法によるものとの二つある。

1年度は試験研究費の税額控除などの租税特別措置法関係で減税額は8145億円。受取配当益金不算入などの法人税法関係で減税額は4兆5637億円。合計で5兆3782億円となる。これに

るのか、これを見てみよう。

租税特別措置というものは「産業経済政策的観点から、税の負担公平原則（応能負担原則）を犠牲にして、特定の納税者に税を軽減する一切の措置

ることになった。法人税法による減税額も国税庁の統計などで公表されている。それを筆者がまとめたものが下表である。

資本金10億円以上の大企業の減税額を計算した。これによれば、2011

消費税込導入後の法人税率の引き下げによる減税額の2兆8346億円を加えると、大企業減税は年間8兆円を超える。ちなみに14年度の年間法人税収（予算額）は10兆円である。8兆円を超える大企業減税を実施したうえで、法人税の税収は10兆円になるといふことだ。莫大な大企業減税が行われている。

大企業に適正な課税を行えば、8兆円の財源が生まれる。まず不公平な税制をたすべきた。税の公平原則、応能負担原則に従って、大企業課税を行えば、消費税増税など必要はないのだ。

（合計①+②）+大資産家への優遇税制2兆円で、10兆円の財源が生まれる！

（CJ）

表 大企業優遇税制と法人税率の是正による財源試算(不公平な税制の是正)

(1) 租税特別措置による大企業の減税額

減税項目	減税額	概要
租税特別措置法関係(表3)	8,145億円(2011年度)	
受取配当益金不算入	1兆5,694億円(2011年度)	受取配当を利益から除き、減税するもの
外国子会社配当益金不算入	1兆1,337億円(2011年度)	外国籍企業の外国子会社からの配当の95%を利益から除く減税
連結納税	5,879億円(2011年度)	子会社の所得を親会社の所得と合算して法人税を計算する仕組み。連結納税グループ企業の中に赤字法人があると、各企業の黒字と赤字が相殺されるため課税所得が減り、個別に納税するより法人税が減税になる
株式発行差金への非課税	1兆2,727億円(2007~11年度平均)	会社に株主から払い込まれる株式発行差金(プレミアム)は一種の「利益」と考えられるが、法人税ではこれに課税しない
合計①	5兆3,782億円	注①12%とは、消費税導入前の法人税率42% - 2011年度の法人税率30%

(2) 法人税率引き下げによる減税額

減税項目	減税額	概要
課税所得分	2兆1,892億円	大企業の課税所得×12%(注①)
減税対応分	6,454億円	大企業の減税額(5兆3,782億円)×12%(注①)
合計②	2兆8,346億円	

菅税理士が計算作成

(合計①+②)+大資産家への優遇税制2兆円で、10兆円の財源が生まれる！

(CJ)

(CJ)